

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当	
不利益処分名	徳島市勤労者福祉施設の利用の許可の取消し等	
根 拠 法 令	徳島市勤労者福祉施設条例	
根 拠 条 項	第7条	
連 絡 先	徳島県木材団地協同組合連合会（電話662-3711）	
処 分 基 準	基 準	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。</p> <p>(2) 利用者が徳島市勤労者福祉施設条例又は徳島市勤労者福祉施設条例施行規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(4) その他、施設の管理上特に必要と認められるとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和 6年 2月 1日設定（令和 年 月 日最終変更）

処分基準

基準